

議案第 39 号

養護老人ホーム長生園組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

養護老人ホーム長生園組合の解散に伴う事務の承継に関して、別紙協議書のとおり、宇部市と協議して定めることについて、養護老人ホーム長生園組合規約（昭和 27 年指令地第 1104 号）第 18 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

養護老人ホーム長生園組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書

養護老人ホーム長生園組合（以下「組合」という。）の解散に伴う事務の承継について、養護老人ホーム長生園組合同規約第18条第2項の規定により、次のとおり定める。

（事務の承継）

第1条 組合に帰属する事務は、山陽小野田市が承継する。

（組合の清算に係る剰余金又は不足金等）

第2条 組合の解散時における剰余金、未収金及び未支出金の清算により剰余又は不足が生じた場合は、山陽小野田市の長及び宇部市の長が協議した割合に応じて、山陽小野田市及び宇部市（以下「組合市」という。）に配分し、又は組合市が負担する。

（決算の審査及び認定）

第3条 前条の清算に係る決算の審査及び認定は山陽小野田市において行い、山陽小野田市の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、宇部市の長に通知しなければならない。

2 宇部市の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。

（疑義等の協議）

第4条 この協議について疑義が生じたとき、又は本協議書に記載のない事項については、組合市がその都度協議の上、決定する。

平成 年 月 日

山陽小野田市長 白井博文

宇部市長 久保田后子